



平成 18 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 マツダ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長  
井 巻 久一  
コード番号 7261  
問 合 せ 先 財務本部経理部長  
藤本 哲也  
TEL 広島(082)282-1111  
東京(03)3508-5040

## 海外子会社との取引に係わる更正通知の受領について

マツダ株式会社は、昨日、広島国税局より、当社と海外子会社との間の2004年3月期の製品取引等に関して、更正処分の通知を受領しました。更正された所得金額は約181億円で、追徴税額は地方税等を含め約76億円と試算されます。今回の当局の指摘内容は、当社と海外子会社との取引に関する当社の支払が、海外子会社に対する海外寄付金に該当するというものです。

しかしながら、当社は、本件更正処分の対象とされた海外子会社への支払は適正な取引に基づくものであり、関係各国で適正な納税を行なってきたものと考えております。このような取引に基づく支払については、移転価格の観点から検討すべきところ、これを寄付金と認定する本件更正処分は誠に遺憾であります。当社は法令に従い更正額の納付を行なうものの、不服申立て及び租税条約に基づく政府間協議の手続を行なう予定であり、両手続を通じて当社の主張を当局及び関係各国にご理解いただけるよう努めてまいります。かかる手続を通じて、当社の主張が理解され、最終的には、本件が二重課税とならないよう公正な結論を得るものと確信しております。

なお、今回の更正処分による影響については、前期決算にてその見込み額を計上しており、当期業績への影響はありません。

以 上